

# 博士學位論文

内容の要旨  
および  
審査結果の要旨

乙第10号

2003

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成16年3月19日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した乙は、学位規則第4条2項(いわゆる論文博士)によるものである。

創価大学

氏名(本籍)	神立 孝一(東京都)
学位の種類	博士(経済学)
学位記番号	乙第10号
学位授与の日付	平成16年3月19日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当 創価大学大学院学則第17条第5項 創価大学学位規則第3条の3第4項該当
論文題目	近世村落の経済構造
論文審査機関	経済学研究科委員会
論文審査委員	主査 北 政巳 経済学研究科教授 副査 植田 欣次 経済学研究科教授 副査 安澤 秀一 国立国文学資料館史料館名誉教授

博士論文審査および最終試験報告書（論文博士）

論文題目 近世村落の経済構造

【論文の内容の要旨】

神立 孝一著『近世村落の経済構造』吉川弘文館 2003

序論 近世村落の経済システム

村の成立と検地・年貢システム

第1章 検地システムにおける概念と実態

「近世初期の年貢制度」「年貢納入のシステム」『多摩市史通史編 2』1997

第2章 関東「畑方永納制」の成立と変遷

関東「畑永」の成立について『創価経済学論集』13 - 4 1984

関東「畑永」の変遷について『創価経済学論集』14 - 2 1984

村役人と情報システム

第1章 近世の村と村役人のシステム

「近世の村と村役人（1）」『八王子の塵史と文化』8 1996

「近世の村と村役人（2）」『八王子の歴史と文化』9 1996

第2章 検地帳と情報システム

「近世村落の情報システムと検地帳」『富士吉田市研究 8』1993

第3章 『山之根九万石村高改帳』の情報

『山之根九万石村高改帳』基礎的研究『関東近世史研究』25 1989

『山之根九万石村高改帳』作成の意味について『八王子の塵史と文化』1989

村の産業市場・金融のシステム

第1章 「領」域と市場圏

「領」と市場圏『創価経済論集』17 - 2 1987

第2章 富士吉田地域の絹織業

富士吉田地域の絹織業について『富士吉田市研究』2 1987

第3章 庶民金融システムと地域社会

地域社会金融の変遷『富士吉田市史通史編』2 2001

第4章 土地金融システムの構造と村落経済

近世後期における土地金融の一考察『山梨県史研究』3 1995

神立氏の著作は3部構成からなり、一部では従来の検地研究がきわめてイデオロギー

的史料吟味と分析であったのに対して、詳細な客観的アプローチから「仲間検地」という興味ある検地形態を見出し、封建時代の村落構造研究に新しい視角を供した。また第 部では、村落社会で村役人と対峙する筈の農民が経験的に検地た年貢の情報を学び、かつ近隣にも伝えるという情報システムを確立していた状況を浮き彫りとし、従来の農村社会理解を一新する。第 部では、富士吉田の絹織物に従事する農民を追跡調査し、特に市場と金融を扱い、その時代の歴史的事実をデータで表示する試みが展開される。いずれも従来の学説には見られなかったクリエイティブな実証研究を行い、丹念にまとめた労作である。

### 【論文審査の要旨】

1984 年の「畑永」研究から始まって、市場圏研究、織物業研究、土地金融研究、村役人業務研究、年貢制度研究・史料批判研究、そして再び金融研究に戻った 2001 年までの 17 年間に発表された様々な論文が 9 章に再構成され、近世村落の経済システム分析のための三局面、村の成立と検地・年貢システム、村役人と情報システム・村の産業と市場・金融のシステムとおう三角錐構造に収斂したのである。これまでの近世史研究と異なる視点から著者の研究が遂行されていることを強調するためにあえて言い換えれば、**三本の支柱の特徴**を、土地所有権確認・情報共有システム・地域市場圏金融活動の量的規模、と要約できよう。著者の諸研究に通底するのは、通説に対して盲目的に従うことなく、再検討するという態度であった。とって先行業練を無視するというのではなく、謙虚に広く関連する先行業績を読み込みながら、自ら多くの原史料を発掘し・部分的な引用から一足飛びに結論付けるのではなく、徹底的に史料原文全体を読み込むという姿勢を貫きながら、その上で、「それでよいのですか」という疑問を提示していることにある。

- 1 (以下、この略称を用いる)「検地システムにおける概念と実態」において農民の土地緊縛手投とされてきた検地の意義について、見直し作業を遂行する。文禄検地帳に現れる分付関係を精査することで、上下関係とは思えない複数相互分付関係の存在を指摘する。この関係は農地の相互利用関係ともいえ、水平的な対等関係としての農地の使用貸借関係を暗示している。また寛文検地帳作成に際して行われた「仲間検地」の存在を指摘して、領主・代官の一方的な検地施行でなかった事を明らかにする。その上でこれまで搾取収奪関係と刻印されてきた年貢賦課徴収にかかわる一連の過程において・証拠としての受取証文や諸帳簿が作成されること、また作成に際しての小百姓の立会い、作成後の監査など、情報公開が行われていたことも指摘する。また江戸時代を通じてそうした年末勘定関連帳簿の保管・引継ぎも行われていた事実を、引継諸帳簿一覧表(表 5)

などを挙げて納得できるように説明する。さらに年貢納入の実態を追及し・実態は領主への金納であったとする。この過程はまた米価という**市場情報**への関心の高さと表裏の関係であったともいう。年末賦課徴収を軸に強圧的支配関係というよりも、**領主・村（農民）・商人の相互依存・扶助**という側面を浮き彫りにした。

- 2「**関東畑方永納制の成立と変遷**」は著者の最初の本格的な学術論文と思われる。それは永高制についての研究があまりにも少ないことから、一般的に史料不足という困難な条件をどう克服するか、という著者の挑戦であったと言えよう。「**武蔵野国多摩郡大沢村大沢家伝来文書**」という豊富な史料群に接することが出来たことが研究着手の原動力となったようだ。石高制と異なるように見える永高制が近世初期における土地生産性の評価の違いから生じたとしても、近世を通じて水田稲作に依存しない山間地帯の村としての**自立性**を確保する制度的枠組みとして機能したことを明らかにした功績は小さくない。とはいえこの論文で全てが解明されたわけではないとして、今後の進展を期している。

- 1「**近世の村と村役人のシステム**」は、これまで殆ど取り上げられることのなかった「**毎日の生活における名主**」の業務に視点を当てている。これまで名主の日記を取り上げた研究は非日常的な出来事に力点を置いていた感がある野に対し、名主が日常的に執行する業務の端々にいたるまで克明に描き出した著者の見識と手腕は見事である。業務としての**触達廻状の廻達と書写留帳作成による情報蓄積**、土地台帳の保管と土地の売買貸借などの裏書行為に基づく記録の作成と保管、年貢関連諸帳簿・伝達用状の作成・授受と保管、年貢米売買をめぐる米価動向に関する情報収集と記録化と関連的に起こる金融機能、村民の生活秩序の確認と違反取締りと紛争の調停、領主およびその代理者との交渉など、それぞれ数え切れないほどの日常業務が遂行される中で、村・役人・当事者・組合村のような各種レベルの**寄合開催**によって**合議と合意を形成**させることが、行為記録としての**文書の作成・蓄積**となっていることを克明に明らかにした。近世史研究における本書の貢献の一つといえる。それにもかかわらず、著者はなお今後の課題を提示して、研究の進むべき芳香を指摘する。一つは年貢納入と米価変動との間を媒介する村役人の役割、二つめは村入用算用と配分における村役人の役割、三つめは紛争解決における村役人による内済機能という役割、四つめは近世の「**小作**」という概念についての疑念であり、「**雇用契約に基づく農業労働者**」という見方を提示する。自らの研究成果に驕ることなく、残された課題があると指摘する姿勢は真摯な学風として評価できる。

- 2「**検地帳と情報システム**」、日本近世史研究者としていち早くコンピュータ利用を実行したことは、歴史専門雑誌「**日本歴史**」のコンピュータ利用特集号において著者に執筆を依頼したことにも現れている。本章はそうしたコンピュータ利用による**数値分析**に加えて諸種のデータを**ビジュアライズ（グラフ化）**したサンプルとして評価できる。

コンピュータ利用の先駆者として、本章の冒頭に「情報および情報システム」を置いて著者なりの定義を論じている。このことは歴史研究者が、用いる専門用語を自明の言葉として定義することなく使用する場合が多いのに比べ、経済学を学問基盤とする著者ならではの配慮といえよう。これまでの研究では個別の検地帳記載事項についてのデータ分析であることが多かったのに対し、本章の特徴は富士吉田市内という一定区域内にある検地帳所在地域分布・作成年代別地域分布・検地帳保管環境条件相関関係を分析し・検地帳作成・転写の動機探求の手がかりとしていることである。こうした研究手法は著者独自のものとして開発されたものであり、史料という情報資源の内包している情報データを徹底的に浮かび上がらせて捕捉し、その成果としての知識を構築する手法といえよう。このことは「いうまでもなく検地帳以外の史料にも当てはまるわけで、史料群総体の性格を明らかにする - 中略 - 有効な方法である」という著者の次へのステップ提示になるのである。

- 3「山之根九万石村高改帳の情報」、本章は - 2 関東永納制の成立と変遷で取り上げた永高制の村々が関東平野西部の山麓・丘陵地帯に多く、また山根筋という地域名が付けられていたことから・中世末期の後北条氏支配地域における制度継承と関連付ける見解があり、援用史料として享保年間作成の「山之根九万石村高改帳に言及することが多かった。著者はこうした連続性を暗示する見解に疑問を持ち、その疑問に自ら答えを出すべく、「山之根九万石村高改帳」について徹底的な史料批判を行った。歴史研究において利用する史料について史料批判を行うという作法が、近世史研究の場合に史料の多さの所為か、等閑にされることがあった。著者は16点の写本の存在を確認し、記載形式・前文（調査担当者・調査聞取地）・後文（郡名多東/多西・石高）・村名・村数について比較検討を行ったのである。この写本に享保元年作成と享保6年作成の2系統があり、享保6年のものの写本のほうが多い。写本そのものの存在を広く求めなければ結論を出せないが、仮説として享保改革の準備的な基礎作業として代官支配の実態を把握するために調査が行われたのではないかと、ということを示唆する。そして幕府初期への制度的回帰は有り得ないものの、回顧的に「山之根」という言葉の採用になったのではないかと指摘する。詳細を極めた史料批判による著者の見解は重みを持って読むものに迫ってくる。同時に、史料批判のために著者が取り上げた記述要素の数々は情報学用語で言えばデータについてのデータ、つまりメタデータなのである。言い換えれば、ここに歴史研究と情報学が結びつく環があることを教えてくれる新しい考え方が披瀝されている。

- 1「領域と市場圏」、国都郷村という古代国家の行政区分呼称は中世を経て近世にも生き延びている。とはいえ近世には大名領知、旗本知行、幕府直轄代官支配地のような行政区分によって分断され、行政区分単位としては実効性を失っていた。むしろ村とい

う最小行政単位を補完する中間行政単位としての筋・組・通などが触達廻状伝達を軸として存在した。こうした中間行政単位は独自の運営費用を徴収し、また年貢の中間保管・売却機能を持っていた。この中間行政単位を束ねる役職が大庄屋である。また街道周辺であれば助郷役負担の組合村、また御鷹場役負担のための御鷹場塙組合村など、役負担という契機ごとに村集合体が結成されている。武州には領と名付けられた地域集合体があった。明治期になると、都制の下におかれる区制・大小区制に再編成される母体ともなった。このような領という地域結合と中世以来の六斎市の開催される**地域市場**との関係を探ろうとしたのが本章である。そして六斎市開催をめぐる商品流通のネットワークと競争の実態を明らかにする中で、どのように村々および村民が市場参加を果たしたのかを問うている。

- 2「富士吉田地域の絹織物業」、前章で取り上げた地域市場圏における生産と市場参加の具体像について、富士吉田地域を素材として描こうと試みたのが本章なのである。従来、富士吉田地域の絹織物業への言及が殆ど無いことに疑問を感じた著者は博搜の成果を世に問うた。はじめに甲斐国を2層の地域区分、さらに吉田地域にと細分化しながら**土地生産性と人口規模**を検討し、また増助郷免除願いの文言から、農民的商品生産展開の理由を探し求めた。吉田地域に属する新屋村と松山村における養蚕・織物の記述を甲斐国誌に見出し、この2ヶ村の土地生産性評価の低いこととの逆相関を指摘する。また明和7年および安永4年の**火災被害届け**に書き上げられた機具の数量から織物業の規模が通説と異なることを発見した。さらに絹織物業の進展という事実発見を強固に裏付けるのは生産器具と生産成果に対する課税である**運上仕法**の検討であり、また数値についてのデータなのである。文化・文政期の吉田地方はまさに絹織物の一大産地だった、と結んでいる。しかし機業経営や流通面の分析がいつそう必要になった、と今後の課題を提示するのは、研究に対する著者の誠実さの現れといえよう。

- 3「庶民金融システムと地域社会」、前章において絹織物という手工業生産の展開を実証し、流通分析の必要性を提示した著者は、本章において生産と流通を媒介する金融という課題に取り組んだ。吉田に対し早くも慶長2年に年一回の一開催を免許された。50年を経て慶安元年の郡内商人穿鑿製法度には商人である棒手ふりの役銭負担と連雀の役銭免除規定が見える。なお奉公人の商内禁止があるのは浪人の入り込みを警戒してことであろう。引用されている多数の史料はこの地域における**商業活動の旺盛さ**を示すものであり、また盛んな**醸造業**が水質汚染をもたらしていることを示すものである。こうした商業や醸造業の旺盛さは取引と裏腹に必要な**貨幣需要**を引き起こしたようである。土地を担保とする貨幣融通にかかわる史料の日付けは慶長7年である。そして寛文6年の土地の売買禁止令にもかかわらず、**土地取引量**は増加していると著者は見る。次いで個人的資金調達手段としての**年季奉公**や限定集団による相互扶助のための**無尽**の意義も

強調する。これも従来の理解と異なる把握である。無尽による資金量は従来あまり評価されて来なかったが、それなりに多額を集金できるのである。こうした事実発見として描かれた様々な社会経済諸現象は、総じてプロト工業化という議論との比較検討において、日本における事例研究として活用できるのではないかと思わせるものがある。

- 4「土地金融システムの構造と村落経済」、本章は検証素材を甲州巨摩部落合村の「**質地裏書請印帳**」に求めている。この種の史料は名主文手によく見られるものであるが、著者のなしたような案件 373 件全てを網羅的に分析することはあまり見ない手法である。こうした**全量データ分析**という手法は手計算でも不可能ではないが、コンピュータ利用によって時間節約と間違い防止に役立っている。著者のコンピュータ活用は章末の**利用コンピュータのスペック記載**に明示されており、第三者による検証計算を可能にしている。本章においても利用史料についての史料批判は確実に行われているし、データについてのデータつまり**メタデータ**としては質地地目・質地面積・分米高・検地登録人名・質地文首（契約条件）・年月日・質地人名・証人名・裏手者役職と名前、の 9 項目と別に質地年季・金額の 2 要素を扱っている。そして本章でも数値表示のみならず、ビジュアル化と時系列数値と多面的な分析に成功している。こうした分析手法の導入は従来の文言のみに依存した分析よりもはるかに多面的で、かつ有効にして説得的な成果を得られることはいうまでも無い。著者は契約のありようから個々の村人たちの経済的能力に関する**情報が共有化**されている、のではないかと推定している。さらにここまでの分析成果に満足することなく、次の検証目標として百両を超える貸借があることから見て、何故に必要であったか、また農地の資産価格形成のメカニズムを探らねばならない、と残された課題を指摘している。

3 編 9 章から構成されている本書の要約を試みた。9 章はそれぞれに独立した内容をもっているが、行論の中でまた互いに関連する有機的なつながりを持っていることが読み取れる。村という地域社会、そして構成員である村民の生活はもともと**有機的な統合体**なのである。それを分析のための仕掛けとして様々な概念的分類と研究主題が研究者の都合で改定されているのであるから、研究が進展し、深まれば深まるほど、有機的な結び目が見えてくると考えるほうがわかり易いであろう。時として研究者は自分の枠組みの中だけで満足し、枠組みから外を見る、あるいは枠組みを超えて連結性ないし脈絡性を求めることを止めてしまうことがある。著者はむしろ積極的に枠組みを超えて、**システムとしての生活基盤**を検証しようとしたように思える。そしてその試みは成功したものといえよう。本書を通読・再読そして精読してみて、著者の引用史料に対する読みの深さと、分析手法の確実さから引き出された数々の事実発見を高く評価するものである。本書は今後の近世史研究に大きな影響を与え、いわゆる通説に対して変更を迫るものといつて過言ではないであろう。

## 【最終試験の結果】

神立氏からの請求論文の著作審査にあたり、著者の恩師であり創価大学初代経済学部長であった関順也教授の業練を確認した。関教授は、山口大学を経て京都教育大学で教鞭をとり藩政改革の研究で著名な方であった。関教授のもとで日本経済史を学んだ著者は、指導教授の問題意識にあった関西・関東の地租改正の比較という研究視角を引継ぎ、著者の長年の丹念な実証をこのような形で実らせたものである。本書は序論以外は既発表の論文に大幅に加筆訂正を行うとともに、関連する論文を - つにまとめ、**全体としての有機的な構造化**を行い、あたかも書き下ろしの新著の体裁を有するよう努めており、審査に価すると再確認をした。

先ず北から全体構想に関する質問をおこない、ついで従来<sup>1)</sup>の封建社会村落構造研究と、神立氏の見解の差と、どのようにして論証しようとしたかを尋ねた。そして、<sup>2)</sup>部での著者の問題意識と主張、研究後の結実の成果を確認した。

次いで植田委員から、より詳細に <sup>3)</sup>部の要点の確認と疑問点（農民の豊かさ、商品貨幣経済の浸透度、学説上の整合性）が出され、神立氏が返答した。

最後に安澤委員から、本著の各章にわたる主張点について詳しい吟味が行われ、現在の日本経済史での最も進んだ立場から、質問された。いずれの質問にも、神立氏は、丁寧に自らの努力と学説理解をもとに返答された。

いくつかの点で表現・表記法への疑念、また活字の間違いも指摘されたが、いずれも本著の意義を失うものではないことが確認された。

また語学試験については、著者が英語で発表された論文を対象として合格とした。また第 外国語については、日本経済史研究の性格上、古文 書解読能力で代用認定するものとした。

以上の結果、神立氏の学位申請の著作に対して高い評価で同意し、合格とする事で 3 人の委員は合意した。